十二月十日

市村園右衛門書判

御請書

縣令寺西令従五位卿管轄下郷民の教育

第十九章

父母に事ふるは身を立つるに至りて大なる孝行なり

父母に事ふるは酒の如き嗜好物を供するを以て孝行なりと為すは大なる誤謬なり

父母に事ふるは胡麻塩頭となりて後も猶ほ子たるの情を尽すを以て孝行なりとす

父母に事ふるは異地にありて朝夕膝下に侍するを以て孝行なりとす

父母に事ふるは父母をして安心せしむるを以て孝行なりとす

父母に事ふるは父母をして恥辱なからしむるを以て孝行なりとす

父母に事ふるは父母をして悲歎せしめざるを以て孝行なりとす

父母に事ふるは父母をして心配なからしむるを以て孝行なりとす

父母に事ふるは父母をして病苦なからしむるを以て孝行なりとす

父母に事ふるは父母をして早く死せしめざるを以て孝行なりとす

家業たるにおこゝろなく
[illegible]
[illegible]
右

磐城志業録

右古屋玄醫家訓

第一訓

醫先須積德故須誦記感應篇畧録要文、
太上曰禍福無門惟人自召善惡之報如影隨形
是以天地有司過之神依人所犯輕重以奪人筭
筭減則貧耗多逢憂患人皆惡之刑禍隨之吉慶
避之惡星災之筭盡則死又有三台北斗神君在
人頭上録人罪惡奪其紀筭又有三尸神在人身
中每到庚申日輒上詣天曹言人罪過月晦之日
竈神亦然凡人有過大則奪紀小則奪筭其過大
小有數百事欲求長生者先須避之是道則進非
道則退不履邪住不欺暗室積德累功慈心於物
忠孝友悌正己化人矜孤恤寡敬老懷幼昆虫艸
木猶不可傷宜憫人之凶樂人之善濟人之急救
人之危見人之得如己之得見人之失如己之失
不彰人短不衒己長遏惡揚善推多取少受辱不